

石積埋立処分場の維持管理に関する計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第二項第七号）

項目	維持管理基準 (一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令)	計画内容
1 廃棄物の飛散流出防止	埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	埋立作業後に即日覆土を行い、必要に応じて散水車等により埋立地に散水し、廃棄物等の飛散を防止する。
2 悪臭発散の防止	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	埋立作業後に即日覆土を行うことにより悪臭の発生を防止する。
3 火災の発生防止	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	埋立地内は火気厳禁とし、管理棟に消火器や散水車等を備え火災の発生を防止する。
4 衛生害虫等の発生防止	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	埋立作業後は即日覆土を行うことにより害虫等の発生を防止する。
5 埋立地への侵入防止	囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし 17 の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	埋立地周縁をフェンス等で囲い、みだりに人が埋立地に立ち入ることができないようにする。また、廃棄物受入時間外は搬入口を閉鎖する。
6 立札の設置	立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	埋立地の出入口に表示すべき事項を明示した立札を設置し、示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずる。
7 擁壁等の点検	擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	埋立地内の擁壁等を定期的に点検し、擁壁等に異状があった場合は必要な措置を講ずる。
8 遮水工の保護	埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。	埋立作業前に遮水工の状態を確認し、埋立作業により遮水工を破損しないよう慎重に保護士等で覆う。
9 遮水工の点検	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	遮水工を定期的に点検し、異状が認められた場合はその原因を調査し必要な措置を講ずる。
10 地下水のモニタリング	埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。	埋立地の周縁2箇所から採取した地下水は、次により水質検査を行う。 イ 埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定記録する。

石積埋立処分場の維持管理に関する計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第二項第七号）

	<p>イ 埋立処分開始前に地下水等検査項目，電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し，かつ，記録すること。</p> <p>ロ 埋立処分開始後に地下水等検査項目について一年に一回以上測定し，かつ，記録すること。</p> <p>ハ 埋立処分開始後に電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し，かつ，記録すること。</p> <p>ニ 電気伝導率又は塩化物イオンの濃度の異状が認められた場合には，速やかに，地下水等検査項目について測定し，かつ，記録すること。</p>	<p>ロ 埋立処分開始後に地下水等検査項目について一年に一回測定記録する。</p> <p>ハ 埋立処分開始後に電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回測定記録する。</p> <p>ニ 電気伝導率又は塩化物イオンの濃度の異状が認められた場合には，速やかに，地下水等検査項目について測定記録する。</p>
11 地下水悪化への対応	<p>地下水等検査項目に係る水質検査の結果，水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかである物を除く。）が認められた場合には，その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>地下水等水質検査項目に係る水質検査の結果，水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められる場合は，その原因を調査し生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>
12 埋立地への雨水浸入防止	<p>雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については，埋立地に雨水が入らないよう必要措置を講ずること。</p>	<p>埋立地への雨水浸入を防止するため，埋立地外周に開渠を設ける。</p>
13 保有水等調整池の点検	<p>保有水等集排水設備により集められ，浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる滞水構造の調整池を定期的に点検し，調整池が崩壊するおそれがあると認められる場合には，速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>浸出水調整槽の漏水や破損等がないか定期的に点検し，異状が認められた場合は必要な措置を講ずること。</p>
14 浸出液処理設備の維持管理	<p>浸出液処理設備の維持管理は，次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質が排出基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し，異状を認めた場合には，速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 排出基準等に係る項目について1年に1回以上測定し，かつ，記録すること。</p>	<p>浸出液処理設備の維持管理は次により行う。</p> <p>イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 浸出水処理設備の機能の状態を定期的に点検し，異状を認めた場合は速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 放流水の水質検査を次により行う。</p> <p>(1) 排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録すること。</p> <p>(2) pH, BOD, COD, SS, 窒素含有量について1月に1回以上測定・記録すること。</p>

石積埋立処分場の維持管理に関する計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第二項第七号）

	(2) 水素イオン濃度，生物化学的酸素要求量，化学的酸素要求量，浮遊物質及び窒素含有量について1月に1回以上測定し，かつ，記録すること。	
14の2 保有水等導水管の凍結防止点検	浸出液処理設備に保有水等集排水設備により集められた保有水等を流入させるために設ける導水管又は当該浸出液処理設備の配管の凍結による損壊のおそれのある部分に講じられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し，異状を認めた場合には，速やかに必要な措置を講ずること。	浸出液処理設備に保有水等集排水設備により集められた保有水等を流入させるために設ける導水管又は当該浸出液処理設備の配管で凍結のおそれのある部分については定期的に点検し，異状が認められた場合は速やかに必要な措置を講ずる。
15 開渠の清掃	埋立地の周囲に設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに，当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため，開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	開渠に土砂等の堆積が見られた場合は，速やかな除去その他の必要な措置を講ずる。
16 埋立に伴い発生したガスの排除	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	ガス抜き管を適切に配置し，埋め立て高さに応じて嵩上げする。
17 埋立地の閉鎖措置	埋立処分が終了した埋立地は，厚さがおおむね 50cm 以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。	埋め立てが終了した埋立地は，50cm 以上の土砂等による最終覆土を行う。
18 閉鎖した埋立地の覆いの損壊防止	閉鎖した埋立地については，覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	閉鎖後の埋立地の跡地利用を検討する際，必要な措置を講ずるよう検討する。
19 残余容量の測定	残余の埋立容量について1年に1回以上測定し，かつ，記録すること。	残余容量算定マニュアルに基づき，測量による算定は3年に1回，埋立実績による推定は1年に1回行う。
20 維持管理の記録	埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量，最終処分場の維持管理にあたって行った点検，検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む）の記録並びに石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し，当該最終処分場の廃止までの間，保存すること。	埋め立てられた廃棄物の種類，数量及び最終処分場の維持管理にあたって行った点検，補修等の記録を作成し，最終処分場廃止までの間保存する。